

広島市条例第 4 6 号

令和 7 年 9 月 2 5 日

広島市土砂堆積規制等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市土砂堆積規制等条例の一部を改正する条例

広島市土砂堆積規制等条例（平成 1 6 年広島市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号エを次のように改める。

エ 心身の故障により土砂堆積を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

第 8 条第 1 号キ中「エ」を「キ」に改め、同号キを同号コとし、同号カ中「エ」を「キ」に改め、同号カを同号ケとし、同号オ中「エ」を「キ」に、「カ」を「ケ」に改め、同号中オをクとし、エの次に次のように加える。

オ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

カ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）の規定（同法第 3 2 条の 3 第 7 項及び第 3 2 条の 1 1 第

1 項の規定を除く。) に違反し、又は刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 2 0 4 条、第 2 0 6 条、第 2 0 8 条、第 2 0 8 条の 2、第 2 2 2 条若しくは第 2 4 7 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 1 5 年法律第 6 0 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。